

議案第102号

石岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定
することについて

石岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成28年11月29日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

人事院勧告に伴い、これに準じて本市職員の給与等の改正をするため。

改 正 要 綱

- 1 職員の給料月額を平均で約0.2%引き上げること。
- 2 勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げ、年間の勤勉手当支給月数を1.7月とすること。
- 3 職員の配偶者に係る扶養手当額を月額1万3,000円から6,500円に減額し、子に係る扶養手当額を月額6,500円から1万円に増額すること。
- 4 介護休暇を請求できる期間を3回まで分割可能とすること。
- 5 新たに介護時間制度を定めること。
- 6 特別職に係る期末手当の支給月数を0.1月分引き上げ、年間の期末手

当支給月数を3.25月とすること。

石岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(石岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 石岡市職員の給与に関する条例（平成17年石岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の80」を「6月に支給する場合においては100分の80，12月に支給する場合においては100分の90」に，同項第2号中「100分の37.5」を「6月に支給する場合においては100分の37.5，12月に支給する場合においては100分の42.5」に改める。

附則第11項中「100分の1.2」を「6月に支給する場合においては100分の1.2，12月に支給する場合においては100分の1.35」に，「100分の80」を「6月に支給する場合においては100分の80，12月に支給する場合においては100分の90」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300

37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	

80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			
101		296,300	344,300			
102		296,600	344,700			
103		297,000	345,100			
104		297,300	345,500			
105		297,500	346,000			
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			
109		298,700	347,700			
110		299,100	348,100			
111		299,500	348,400			
112		299,800	348,700			
113		299,900	349,200			
114		300,200				
115		300,500				
116		300,900				
117		301,100				
118		301,300				
119		301,600				
120		301,900				
121		302,300				

	122		302,500					
	123		302,800					
	124		303,100					
	125		303,400					
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3 (第5条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400

37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700
38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200
39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700
40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200
41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700
42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000
43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300
44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500
45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500
46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200
47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000
48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800
49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300
50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700
51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100
52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400
53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700
54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100
55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400
56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700
57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000
58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300
59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600
60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900
61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200
62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500
63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800
64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100
65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400
66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700
67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000
68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300
69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500
70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800
71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100
72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400
73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600
74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900
75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200
76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500
77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700
78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000
79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300

80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600
81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800
82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700	
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000	
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200	
89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400	
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700	
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000	
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200	
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400	
94	299,800	323,400	349,800	383,400			
95	300,900	324,800	351,300	384,000			
96	302,200	326,100	352,800	384,500			
97	303,300	327,300	354,100	384,900			
98	304,500	328,600	355,300	385,300			
99	305,700	329,900	356,400	385,900			
100	306,900	331,200	357,600	386,400			
101	308,100	332,600	358,700	386,800			
102	309,100	333,500	359,800	387,300			
103	310,200	334,600	360,900	387,900			
104	311,200	335,800	362,100	388,400			
105	312,000	336,900	363,300	388,700			
106	312,600	338,000	363,800	389,100			
107	313,200	339,000	364,400	389,600			
108	313,900	340,100	365,000	389,900			
109	314,400	341,300	365,600	390,200			
110	314,900	342,300	366,100	390,700			
111	315,400	343,300	366,600	391,200			
112	316,000	344,200	367,100	391,700			
113	316,800	345,100	367,500	392,000			
114	317,500	346,000	367,900	392,500			
115	318,200	347,000	368,500	393,000			
116	318,900	348,000	369,000	393,500			
117	319,500	349,000	369,400	393,800			
118	320,300	349,500	369,900	394,300			
119	321,000	350,100	370,500	394,800			
120	321,800	350,700	371,000	395,300			
121	322,400	351,000	371,100	395,700			

	122	322,700	351,400	371,700	396,200			
	123	323,200	351,900	372,200	396,600			
	124	323,700	352,300	372,600	397,100			
	125	324,000	352,700	373,100	397,500			
	126		353,100	373,600				
	127		353,600	374,100				
	128		354,000	374,600				
	129		354,400	374,900				
	130			375,400				
	131			375,900				
	132			376,400				
	133			376,700				
	134			377,200				
	135			377,600				
	136			378,000				
	137			378,300				
	138			378,800				
	139			379,300				
	140			379,800				
	141			380,100				
再任用職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000

備考 この表は、消防吏員で市長が定めるものに適用する。

第2条 石岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第11条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第12条第1項各号列記以外の部分中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある

職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子，父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り，同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じたとき。
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至ったとき。
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となったとき。

第21条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の80，12月に支給する場合には100分の90」を「100分の85」に，同項第2号中「6月に支給する場合には100分の37.5，12月に支給する場合には100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第11項中「6月に支給する場合には100分の1.2，12月に支給する場合には100分の1.35」を「100分の1.275」に，「6月に支給する場合には100分の80，12月に支給する場合には100分の90」を「100分の85」に改める。

(石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年石岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の150」を「100分の155」に，「100分の175」を「100分の170」に改める。

(石岡市教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 石岡市教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（平成17年石岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条第4項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第6条 石岡市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第4項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(石岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 石岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年石岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第11条中「及び組合休暇」を「，組合休暇及び介護時間」に改める。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「あるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「するため，」の次に「任命権者が，市規則の定めるところにより，職員の申出に基づき，要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに，3回を超えず，かつ，通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え，同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに，連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は，職員が要介護者の介護をするため，要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに，連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は，前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については，石岡市職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず，その勤務しない1時間につき，同条第17条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条の見出し中「及び介護休暇」を「，介護休暇及び介護時間」に，同条中「及び組合休暇」を「，組合休暇及び介護時間」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第7条及び附則第5項の規定 平成29年1月1日

(2) 第2条、第4条、第6条及び附則第4項の規定 平成29年4月1日

2 第1条の規定による改正後の石岡市職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の石岡市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の石岡市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の石岡市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（石岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年石岡市条例第9号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第1条改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。）の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の石岡市職員の給与に関する条例（以下「第2条改正後の給与条例」という。）第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）につい

ては1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき（扶養親族たる
 - (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない
 - (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有する子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に職員となったとき（前号に該当する場合を除く。）。
- るに至ったとき（第1号に該当する場合を除く。）。
- 達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに

至った場合を除く。）。

と、同条第3項中「においては、その」とあるの
」

は「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子

に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 5 第7条の規定による改正前の石岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「第1号施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第7条の規定による改正後の石岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、市規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく第1号施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（市規則への委任）

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。